

(別表2) 学校全体での取組 (4 いじめの未然防止に関すること 5 いじめの早期発見に関すること 6 解決に向けた対応について)

<p>4 いじめの未然防止に関すること</p>	<p>《学級担任等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。 ○はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する 仲裁者への転換を促す。 ○一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。 ○教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。 ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる (道徳・特活・総合)。 ○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力 (自己指導能力) を身に付けさせる。 ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 ○子どもがが集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聴く。 <p>《養護教諭》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。 	<p>《生徒指導担当教員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ職員間の共通理解を図る。 ○日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。 ○「いじめ防止委員会」を召集し、未然防止に努める。 <p>《管理職》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成するように努める。 ○学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。 ○児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。 ○いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。 ・児童会 (リトルJ P) によるいじめ撲滅の宣言等
<p>5 いじめの早期発見に関すること</p>	<p>《学級担任等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。 ○休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。 ○個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 <p>《養護教諭》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聴く。 	<p>《生徒指導担当教員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的かつ効果的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組むと共に、情報の収集と保管に努める。 ○保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。 ○休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。 <p>《管理職》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員会議・児童支援委員会等、全教職員で問題傾向を共有する児童について、現状や指導についての情報交換の場を設定し、共通実践の例を示す。 ○児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。 「いじめ」の相談窓口を教頭と決め、早期発見に努める。 ○学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。 ○「いじめ対策委員会」の設置により、いじめの根絶を推進する
<p>6 解決に向けた対応について</p> <p>①情報を集める</p> <hr/> <p>②指導・支援体制を組む</p> <hr/> <p>③-A 子どもへの指導・支援を行う</p> <hr/> <p>③-B 保護者と連携する</p>	<p>《学級担任等、養護教諭》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める (暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける) ○児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する ○発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う ○その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う <p>《いじめ防止委員会》及び《いじめ対策委員会》を設置する</p> <p>※「基本方針」並びに「別表1」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ○正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む (学級担任等、養護教諭、指導担当教員、管理職などで役割を分担し、チームで動く) ➢ いじめられた児童や、いじめた児童への対応 ➢ その保護者への対応 ※ 教員委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等 <p>※「いじめ対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う</p> <p>《いじめられた児童に対応する支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する ○いじめられた児童にとって信頼できる人 (親しい友人や教職員、家族、地域の人等) と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる ○いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する <p>《学級担任等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする ○いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える ○はやしたてなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる <p>《学級担任を含む複数の教員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問 (加害、被害ともまた、学級担任を中心に複数人数で対応) 等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う ○いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する ○事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供 	<p>○いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める ○その際、得られた情報は確実に記録に残す ○一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する <p>○ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに八戸警察署に通報し、適切に援助を求める ○現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する <p>《いじめた児童に対応する支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる ○必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る ○いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、八戸警察署等とも連携して対応 ○いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける ○不満やストレス (交友関係や学習、進路、家庭の悩み等) があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などの的確に発散できる力を育む

